

---

# 朝鮮戦争下の灯火管制

占領——日米安保体制と憲法のはざままで

大内 照雄

近現代史研究家

---

## 1章 はじめに

1928年の大阪市を皮切りに1930年代には日本全土で防空訓練が実施されていたが、その法的根拠となる防空法は1937年の第70回帝国議会で成立する<sup>1)</sup>。防空法一条は空襲に際して民間人や自治体が行う任務のひとつとして「灯火管制」を挙げ、八条では「灯火管制ヲ実施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ実施区域内ニ於ケル光ヲ発スル設備又ハ装置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ」とした。「命令ノ定ムル所ニ依リ」の「命令」とは灯火管制規則(1938年4月4日内務・陸軍・海軍・通信・鉄道省令第一号、1942年6月2日改正)のことで、これによって灯火管制は日本に暮らす人々に何よりも優先して実施すべき国家的義務として強要されていた<sup>2)</sup>。日本の敗戦によって、灯火管制を強制されることもなくなる。正式には1945年8月20日に灯火管制は解除され、同22日午前0時を期して防空総本部長官は「防空実施の終了」を発令した。防空法も翌1946年1月31日をもって廃止された<sup>3)</sup>。例えば、手塚治虫のように灯火管制が解除されたことで戦時体制からの解放を実感した人は少なくなかっただろう<sup>4)</sup>。しかし、日本の敗戦から5年後の1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発すると、米軍や「国連軍」が使用する在日航空基地では防空演習が繰り返され、防空体制に組み込まれた基地周辺の地域は再び灯火管制を強いられるようになる。

朝鮮戦争勃発からおおよそ2ヵ月後の8月19日、日本政府は「朝鮮動乱とわれわれの立場」を発表した。ここでは「基本的人権の尊重を基盤とする民主主義的な世界」と「こうした民主主義的な考え方を否定する」「共産主義的な世界」の「二つの世界」があるとの情勢認識を示し、「この対立は北鮮軍〔ママ〕の侵略を契機として、全世界にわたる実力的対決にまで進展しつつあるかの観を呈してきた」とした。そして「われわれの進むべき道は二つに一つしかない。すなわちわが国における民主主義の達成をあきらめて、共産主義的世界に屈服するか、あるいはできるかぎりの協力を国際連合に致すことによって、その安全保障のもとに平和的な民主日本を建設するか、このいずれかである」として日本社会に「国連軍」への「できるかぎりの協力」を迫った<sup>5)</sup>。以降、日本全土で「国連軍」への戦争協力が進められていく。1952年に戦後初代の駐日大使になったアメリカの外交官ロバート・マーフィは「…日本人は、驚くべき速さで、彼らの四つの島を一つの巨大な補給倉庫に変えてしまった。このことがなかったなら、朝鮮戦争は戦うことはできなかったはずである」、「日本人の船舶と鉄道の専門家たちは、彼ら自身の熟練した部下とともに朝鮮へ行って、アメリカならびに国連の司令部のもとで働いた。これは極秘のことだった。しかし、連合国軍隊は、この朝鮮をよく知っている日本人専門家たち数千名の援助がなかったならば、朝鮮に残留するのにとっても困難な目にあったことであろう」と日本の戦争協力に

について述べている<sup>6)</sup>。

このような朝鮮戦争への日本の協力については、それに関わった人たちの証言があったが<sup>7)</sup>、山崎静雄や大沼久夫らによるパイオニアワーク<sup>8)</sup>以降に関係資料の公開などもあってその実態は少しずつ明らかにされてきた。

開戦直後から米軍に従軍した日本人については、オーストラリアの歴史学者テッサ・モーリス・スズキ (Tessa Morris-Suzuki) が、機密解除された米軍の日本人従軍者への尋問記録“Japan Logistical Command AG Section Formally Top Secret 1950-1951”を用いて論文“Post-War Warriors: Japanese Combatants in the Korean War”<sup>9)</sup>を公表した。NHKはこの機密解除文書を使って「隠された“戦争協力、朝鮮戦争と日本人”<sup>10)</sup>を制作・放映し、同番組のディレクター藤原和樹によって『朝鮮戦争を戦った日本人』<sup>11)</sup>として出版された。この中で70名以上の日本人が米軍に従軍し、中には戦闘で命を落とした若者もいたという史実を明らかにした。

日本人船員の戦争での犠牲については、横浜市編『横浜の空襲と戦災 5—接收・復興編—』<sup>12)</sup>が元山沖を航行中のLT (大型曳船) 636号が触雷し沈没した海難事故について記し、この後処理の当たった佐川弥一氏 (県船舶渉外労務管理事務所長) が残した報告の控え「控 636号海難事故処理経過概要」を掲載していた。同522頁の解説には、「原文書は既に失われている」としたが、石丸安蔵は同文書を含むこの事故の関連文書<sup>13)</sup>が神奈川県公文書館に所蔵されているのを明らかにした<sup>14)</sup>。

これら史実の解明が進んだことが背景にあると思われるが、2020年7月には「朝鮮動乱関係一件 邦人被害事件関係」<sup>15)</sup>が公開される。この文書ではアメリカ海軍の掃海艇に乗船して掃海作業中に触雷事故で死亡した船員や米軍に従軍して朝鮮戦争で死亡・行方不明になった基地労働者など、朝鮮戦争に参加して犠牲になった日本人についての調査報告が記されている。

これらの研究などから、平和主義を建前とするはずの戦後の日本が実質的に朝鮮での戦争に「参戦」していた史実が明らかにされてきた。本稿も、これ

ら先行研究などが切り開いてきた地平に立っている。

しかし、灯火管制など防空演習への基地周辺地域の協力についてはこれまでほとんど明らかにされてこなかった。『史実で語る朝鮮戦争協力の全容』で山崎静雄は、福岡や山口県岩国での灯火管制などについて触れている<sup>16)</sup>。また、『朝日新聞』は1950年7月10日付『朝日新聞』夕刊に掲載された4コマ漫画「サザエさん」の内容を紹介して福岡や熊本、山口県防府で同年6月29日実施された灯火管制を伝えている<sup>17)</sup>。だが、これらは朝鮮戦争勃発直後や各地での個々の動きの紹介にとどまっている。朝鮮戦争下の灯火管制は日本全土で、占領期からサンフランシスコ講和条約発効直後にかけて実施されている。本稿では、まず何よりも朝鮮戦争下で実施された防空演習への自治体や住民の動員の実態を明らかにすることを目指したい。

山崎静雄が『史実で語る朝鮮戦争協力の全容』を出版した理由を、「日米防衛協力の指針 (ガイドライン) にもとどく日本の参戦協力がどういうものになるのか、そのとき国民はどうなるのかを考えるうえで大いに参考になると思ったからです」と述べている<sup>18)</sup>。この点にこそ朝鮮戦争への日本の協力の実態を明らかにしていく意味がある。自治体や住民を動員した防空体制の確立について見ると、2004年に国会内外の激しい反対の声の中で成立した国民保護法 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律/平成十六年法律第百十二号) の下で、国民保護体制の一環としてJアラート (J-ALERT) が整備されてきた。住民は「屋外にいる場合—建物の中か地下へ避難」などが求められ、各都道府県と共同の住民避難訓練が各地で実施されている<sup>19)</sup>。

本稿を執筆するに際して、次の点に視座を置いた。「日本軍の武装解除」や「平和的傾向の責任ある政府の樹立」を求めたポツダム宣言を受け入れ、徹底した平和主義を掲げた日本国憲法 (1947年5月3日施行) の下で実施された灯火管制は、旧日本帝国主義下とは違い、大きな矛盾をはらんだものであったはずである。GHQ (General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers—連

合軍最高司令官総司令部)が憲法を超越する存在として君臨することで、占領下ではこの矛盾を覆い隠すことができたかもしれない。しかしサンフランシスコ講和条約によって日本が主権を「回復」し、憲法が日本の最高法規となると、この矛盾はどのように現れたのだろうか。この点に焦点を当てながら、「戦後の灯火管制」を見ていきたい<sup>20)</sup>。

本稿の構成は次のとおりである。2章では、朝鮮戦争勃発直後からの防空体制確立の動きを追う。これは地方自治体と現地駐留軍の間で進められ、防空演習時に各地で灯火管制が実施されるようになる。3章では、サンフランシスコ講和条約発効を見据えて日米安保体制下で全国的な防空体制を確立しようとする日米の動きと、これに抵抗する日本国憲法に立脚した戦後反戦平和運動との対立について見る。4章では、沖縄での防空演習への住民動員の動きも見ながら、憲法と日米安保体制の矛盾や「沖縄問題」が大きな政治焦点であり続ける現在へと続く問題として、朝鮮戦争下での防空体制確立を巡る動きの意味について考えてみたい。

## 2章 朝鮮戦争と防空体制

### 1節 米空軍による防空体制の確立

日本に置かれた軍事基地は、出撃拠点や後方支援基地として朝鮮戦争ではなくてはならない役割を果たした。周辺地域を巻き込んだ防空演習が実施された航空基地について見てみよう。日本「本土」と韓国に展開する第5空軍(8航空団)、沖縄嘉手納に司令部を置き沖縄、台湾、硫黄島、グアムに展開する第20空軍(2航空団)、フィリピン・クラーク航空基地の第13空軍(1航空団)から成る米極東空軍は開戦時、名古屋に司令部を置き、1172機を擁していた。日本には沖縄、硫黄島を含めて47の航空基地が置かれていたが、戦争が勃発すると板付、ブラディ、芦屋、築城(以上、福岡)をはじめ、三沢(青森)、横田(東京)、ジョンソン(埼玉)、厚木(神奈川)、伊丹(大阪・兵庫)、美保(鳥取)、岩国(山口)などに航空機を移動し、これらの基地

では戦闘・爆撃部隊のほか偵察部隊や気象部隊、輸送部隊が離発着を繰り返した。また立川(東京)は輸送・補給基地となり、朝鮮と日本の間での兵員・物資、さらに傷病兵の輸送に当たった<sup>21)</sup>。1950年6月30日付『西日本新聞』は、開戦直後の板付航空基地の様子を「二十九日夜万一の敵機の夜間爆撃を考慮し夜間警戒機の活動など、その他万全を期していたが、銃弾を受けた飛行機が相ついで帰還するにつれて生々しい戦争の実体が現れてきた」とレポートしている。

これらの航空基地は当然、敵の攻撃対象になることが想定された。米極東空軍副司令官から戦術空軍副司令官に転任したウェイランド中將は、1951年5月12日の記者会見で「共産軍は満州基地に双発爆撃機を持っているが、これは日本基地を爆撃する能力がある。この飛行機は原子爆弾も運べると思う。満州には相当数の共産機が結集している。共産空軍は一日約五百機の出撃が可能であると見られ、極めて近代的な設備をもっている」と述べている<sup>22)</sup>。この発言から4ヵ月後の9月25日午前11時45分頃には、神奈川県横浜、横須賀地区で約25分にわたって空襲警報が発令された。その後、米軍機を正体不明機と誤認したものと判明するが、米軍基地が置かれた地域の緊張感が伝わってくる<sup>23)</sup>。

軍事基地を防衛するために日本全土で防空体制が整えられていく。開戦直後には基地外の関東平野に120ミリ高射砲が配備され、2つの90ミリ砲が横浜港エリアを防衛した。1950年12月2日にはレーダーサイト#17(山口県萩市見島)がオペレーションを開始し、12月19日にはレーダーサイト#9(山口県萩市須佐)はサイト#21(長崎県対馬一与良村豆殿)に要員と装備が移動するなど、レーダー網も整備されていく<sup>24)</sup>。また、1950年12月1日に第5空軍司令部が韓国へと移駐すると、翌1951年5月には名古屋に司令部を置く314航空師団が極東空軍の下に編成される。この航空師団は地上部隊、対空部隊、沿岸警備のための海軍船舶、航空機などで編成され、核戦争が開始された場合の北米防衛計画と結びついた米海空軍の日本防衛計画を担うとされた<sup>25)</sup>。



この下で、日本各地の航空基地では、防空演習が繰り返されることになる。第8軍の軍政機関である関東地方民事部から連絡を受けた外務省連絡局の地方支分局である関東連絡調整事務局は、1951年3月の1ヵ月間だけでも東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県の各知事にジョンソン、横田、木更津（千葉）航空基地で実施予定の22回・実施日数12日の演習の通告を行っている<sup>26)</sup>。

航空基地の周辺地域は、防空体制へと組み込まれていく。この契機となったのは朝鮮戦争開戦直後の警戒警報の発令と灯火管制の実施だった。朝鮮戦争勃発から4日が過ぎた6月29日の夜、近畿以西の西日本各地は突然の緊迫感に包まれる。国籍不明機が接近した<sup>27)</sup>として九州から兵庫県の神戸にかけて警戒警報が発令され、灯火管制が実施されたのである。1950年6月30日付『読売新聞』（読売新聞社・東京）は、「灯管・月光にかび立った岩田屋デパートと福岡市街」という説明がつけられた写真とともに、灯火管制下の福岡の様子を次のようにレポートしている。

…北九州一帯の電源がピタリと切られ一時間にわたって終戦後五年目北九州一帯がヤミに包まれた。この夜九時半ごろ昼間の雨雲がカラリと晴れ上がって十四夜の月が輝く福岡上空に突如国籍不明の飛行機が現れたが市民はまさか敵機とも思わず気もとめていなかったが間もなく北九州一帯の国警、自警に非常招集がかかり同十時四十五分に板付飛行場を中心として日本の場合の“警戒警報、が発令され、福岡、門司、小倉、戸畑、八幡及び佐世保六市に灯火管制を実施。コウコウたる灯火がパッと消えた。米軍基地が身近にある地方とて緊張感はあったが、やや突然の感は免れなかった。あわただしく進駐軍の車が走り出す。MP、警官が走る車に「灯を消せ」と怒鳴る声がヤミに走る。月光を浴びて黙々と飛ぶ飛行機の爆音がごうごうと響きわたり、市民はバタバタと戸をしめ、縁台に腰かけて空を仰いでいる。突然だったせいかわけがわか

らず「何故電灯を消すのか」と交番にききに行く市民もある。ちょうど映画のハネる時刻のため電車の停まった街を黙々と家路を急ぐ。折柄の十四夜の月の明かりに白い浴衣やシャツが白く浮き出て印象的だ。ヤミの女〔ママ〕が二人、三人集まって「空襲よ」とささやいている。

警戒警報発令と同時に、板付航空基地周辺では米軍が数台の拡声器付トラックを福岡市内に出動して、市民に警報を伝えた。NHK福岡放送局では29日午後10時55分に「ただいま国籍不明の飛行機二機が北九州に侵入して来ましたので、福岡地区は灯火管制を実施してください」と放送し、また熊本放送局や山口県防府放送局でも灯火管制実施が伝えられた<sup>28)</sup>。福岡市警察局長は「全然予期していなかったことだが灯管は電源を切ったので完全に実施された。灯管の理由が判らなかったので市民の中には停電と思ったものが多かったらう。別に変った事態も起らず至極平穩に終わった。署員の非常招集も好成績だった」と述べている<sup>29)</sup>。

## 2節 各地での防空体制の確立

1950年12月7日の衆議院法務委員会で民主党の大西正男は、6月29日に実施された灯火管制について質問した。大橋武夫法務総裁は「今回関西及び九州に行われました灯火管制は、軍の命令によって措置いたしましたものでありまして、その方法といたしましては、一定の区域に供給されます電源を遮断するという方法によって行ったわけでありまして、しかしながら灯火管制の問題は、今後におきましても十分に研究を進め、必要なる際における措置を迅速的確になすようにする必要があると考へまして、ただいまのところ国家地方警察におきまして、そのようなことを問題として取上げ、研究をいたしておるような次第であります」と答えている<sup>30)</sup>。

6月29日の警戒警報発令と灯火管制実施は、1946年1月31日に廃止された防空法にかわる防空体制の確立を促すことになった。1950年6月30日に岡崎勝男官房長官、大橋武夫法務総裁、保利茂

労働相、山崎猛運輸相が防空措置と国内治安対策を協議したのを皮切りに関係閣僚会議、次官会議を通して検討が進められたが、7月4日の治安関係閣僚会議で新たな立法化を断念し、現行法で対処していくことを決定した<sup>31)</sup>。

日本政府による防空法の制定はいったん断念されたが、各地では自治体と現地に駐留する占領軍との間で防空体制の確立が進められていく。外務省連絡局の地方支分局である連絡調整事務局長から外務省に宛てた報告文書を通して、中国地方と九州地方の動きについて見ていきたい。

#### —中国地方

6月29日の灯火管制では、山口県と島根県の変電所に進駐軍が電源の切断を命じる事件が起こる。その後、これは米軍内で禁じられるが、7月3日に中国地方民事部長より中国連絡調整事務局長に空襲警報の措置について予め準備を進めておくことが必要である旨が述べられ、各県知事に伝えられた。7月7日の鳥取県で開催された中国知事会議でも直接、民事部長から同趣旨の発言があった。これを受けて山口県と鳥取県から研究中の対策について説明があり、各知事の間で協議が行われる。進駐軍側と日本側の情報伝達経路を確立すること、日本側の通信、電信、ラジオなど伝達設備を装備しておくこと、防空法などの制定が必要であることなどが問題となった<sup>32)</sup>。

この報告文書には、山口県、岡山県、島根県、広島県呉市、山口市の防空対策資料が添付されている。このうち、山口県と岡山県の防空対策について詳しく見ていきたい<sup>33)</sup>。

「極秘」と記された山口県が作成した英文パンフレット“Emergency Measures Plan”（「緊急対策計画」）では、「朝鮮事変に関連して提案された緊急対策」が述べられている。まず近接した朝鮮での戦争の発生は「非常時に発生しうる可能性に対処するための措置を準備する真剣な必要を生じさせた」という情勢認識を示し、「基本的な緊急時」のひとつとして「散発的な攻撃」を「想定」する。次にこれらの事態への準備すべき対策について述べ、「防空」

については次のように対策がたてられている。防空情報の伝達は「北朝鮮かソ連からの県内の米軍基地への攻撃が差し迫ると」「知事は中国地方民政管区長から情報を受け取り、それを関係する市町村に送信する」、「関係する市町村の長は、太平洋戦争期間の実戦に即して、関係している機関、そしてそれらの防空機関の要求に応じて、警戒警報や航空警報をもって地元住民に通知する」と定める。また、親密な連絡を「県内占領軍との間に確立」し、「占領軍の軍事作戦に関係して発生するだろういくつかのトラブルを未然に防ぎ、しかも地域住民との摩擦をいつでも最小限にする」としている。住民対策としては「情報の収集を基礎としたタイムリーで適切な宣伝」、「県内の平和と秩序を維持する視点から」「橋、港湾、主要道路の修理」、「県内居住者の生活と財産の保護の、あるいはダメージの最小化の目的のために」「消火装置の統合」が必要だと述べられている。同じく「極秘」と記された山口県の「緊急対策経費調」という文書では、防空体制確立を含む「朝鮮動乱の対策に要する所要経費調」として18億4283万7000円が計上されている<sup>34)</sup>。

岡山県では、7月13日に県総務部長・主任と国家地方警察本部長官・部長・課長など県、警察関係者が集まり“SUMMARY OF OKAYAMA-KEN AIR DEFENCE COUNTER-MEASURES”（「岡山県防空対策の概要」）と“METHODS OF THE ALAME TRANSMISSION AND CONTROL”（「警報伝達と灯火管制の方法」）が決定され、翌14日には知事室での県スタッフ会議でこの2つの文書の実施方法などが検討された。同月20日には副知事以下の県庁職員、国家警察・各市警察関係、県議会議長・副議長、市町村長、そして放送局や新聞社、電力会社などの民間企業担当者が集まって審査会議が開催された。ここでは“SUMMARY OF OKAYAMA-KEN AIR DEFENCE COUNTER-MEASURES”のうち「緊急を要する項目」が説明され、各機関へ協力要求が作成された<sup>35)</sup>。この動きを通して、地方民政管区（Civil Affairs Region）長から発出された警報を岡山放送局、岡山電話局、中国配電株式会社岡山支社、岡山鉄道管理局、住民

に伝達するルートや灯火管制の方法、県庁、市町村長（消防隊）、警察（国家地方警察、自治体警察）、海上保安庁、放送局、新聞社、鉄道局、放送電会社などが取り組むべき平素からの役割分担が決められていった<sup>36)</sup>。

#### ——九州地方

九州では、7月9日に九州各地協議会会長を務める杉本勝次福岡県知事名で九州各県渉外課長を招集して打合会が開催される。杉本知事から「二十九日の灯火管制実施後今日に至る迄の種々の経緯」について、続いて各県から6月29日の灯火管制について報告がされた。29日には別府、熊本以北の九州北半分に灯火管制が実施されたが、「管制実施の状況、命令が二途、三途に出て混乱した」、また「長崎〔県〕では佐世保のみに実施され、長崎では行われず別府では軍関係施設宿舎のみ管制を行い、一般人は全く知らなかった趣である」と報告されている。そして各県が一致した要望事項として「(1) 軍側からの命令発出者の統一、(2) 日本側で命令を受領するものの統一、(3) 灯火管〔制〕等の予防的措置に対し中央政府に於て何等かの法的根拠を作って貰いたい」と要望が決められた。九州連絡調整事務局長は外務大臣に「本会議は二、三の県に対し又は警察当局に対し部隊側から防空対策を至急作成する様要請あり、現に若干の地区に於ては之を作成一部発表する挙に出て居る実情に鑑み、一方非常の際各県が採るべき共通措置を□□〔二字不明〕確立して不手際混乱を来すが如きことを防止すると共に他方徒らに人民を刺激することなく軍に各県に於ける関係当局の□〔一字不明〕組を作っておく趣旨で開催したもので、各渉外課長は杉本知事及び本官の話の趣旨を体し各県の措置案等の作成に参加する筈である」と報告している<sup>37)</sup>。

福岡県では7月1日に国警福岡管区本部が29日の灯火管制が各地でまちまちであったとして管内の九州各県警察隊長を招集して灯火管制や警備体制などを協議していたが、九州各県打合会翌日の10日には「県主催のもとに市長、警察長、消防長が出席し非常事態における防衛措置実施について協議の結

果…防衛措置実施要項の申合せが成立し」、「非常事態」、「警報」（「警戒警報」、「空襲警報」）、「灯火管制」、「警備員の招集配置」、「退避」、「緊急避難」、「応援出動」などの各項が定められた。7月17日には福岡市南警察署長名で「非常事態における防衛措置実施要項について」が出され、「警報が発令されたとき…全員自発的に主署に参集すること」、「警報下令中は特に部民の動向に細心の注意を払い、暴動、騒擾等の不穏な企図を未然に防圧して治安の確保に弛ぎなきを期すこと」が警察官に命じられた<sup>38)</sup>。

これらの文書を読むと、海を隔てた隣国での突然の戦争勃発に対する地域の緊張感が伝わってくる。しかし、必ずしも開戦直後に策定された防空対策方針がそのままその後の防空演習に適用されたわけではなく、実施方法も各地で異なっていたようである。

福岡では、1952年4月18日に板付航空基地での防空演習に伴う灯火管制が実施されている。1952年4月19日付『西日本新聞』朝刊は、夕食時に照明器具に布をかぶせる家庭の写真と共に、「この夜の灯火管制は九割五分（福岡市消防局推定）ちかい完璧さで行われた。実施地区は福岡市、粕屋郡志免町、筑紫郡大野町、同日佐村の一部で、灯火管制と警報伝達だけで杉本知事、野中消防局長、杉野消防課長、田中消防協会県支部長らが実施状況を視察した」と伝えている。この演習に先立つ4月9日に杉本知事は国家地方警察・市警関係者、県庁幹部職員、市町村関係者を集めて準備打合会を開催したが、この演習では県消防課を主務課とし、警察関係は関与しないことが取り決められている<sup>39)</sup>。

東京都の立川航空基地周辺地域でも、占領下での灯火管制がたびたび実施されているが<sup>40)</sup>、1952年7月23日の参議院本会議で社会党の高田なほ子は「占領下に行われました立川市の防空演習については、警官がメガホンを持って相当強力で押し付けたと聞いております」と斎藤昇警察庁長官を追求している<sup>41)</sup>。ここから、立川航空基地周辺では警察による強制力を使って灯火管制が実施されていたことがうかがえる。

先に見た山口や岡山なども含めて占領下で防空演



習一灯火管制が全国でどれだけ実施されたのか、また各地ではどのように実施されていたのかを知りうる具体的資料類を見つけることはできていない。この点は今後の課題としておきたい。

### 3章 戦後反戦平和運動と全国防空演習

#### 1節 占領から日米安保体制へ

外務省国際協力局長から各都道府県知事などに宛てて、サンフランシスコ講和条約発効後の1952年5月から10月までの5ヵ月間に74通もの米軍による防空演習・防衛演習予報が発出されている（中止になったものは除く）。複数の期間や地域に及ぶ演習も1通の文書で伝えられる場合があるので、演習日数や演習数はこれより多い。例えば1951年7月1ヵ月間をかけて北海道から九州まで全国で実施される演習も、1通の文書で各都道府県に発出されている。演習は、航空基地をはじめとする軍事基地だけではなく、東京都千代田区有楽町アーニィ・パイル劇場や練馬区グラント・ハイツ空軍家族住宅などでも実施されている。また、同じ米軍基地や施設で繰り返し演習が実施されていることがわかる<sup>42)</sup>。

朝鮮戦争で全土が「国連軍」の出撃・後方支援基地となった日本は、朝鮮半島に近い西日本ばかりではなく、北海道など北方でもソ連機の偵察飛行による領空侵犯などの軍事的脅威に直面することになる。サンフランシスコ講和条約の発効が近づくと、占領後を見据えた日米両政府による全国的な防空体制の確立に向けた動きが強まっていく。

1952年3月1日には、第314航空師団は日本防衛空軍に再編される。北海道北部から九州南部までを北部、中部、南部の3地区に分けてそれぞれ空軍師団を置き、地上軍・海軍と協力して日本防空に当たった<sup>43)</sup>。同月28日には日本北部防衛に当たる第29空軍師団は仙台、松島（以上、宮城）、八戸、三沢（以上、青森）、千歳、札幌のキャンプ・クロフォート（以上、北海道）の広範な地区で防空演習を実施し、日本側に一般放送の中止と電波監理試

験・無線返信、灯火管制への協力を求めた<sup>44)</sup>。また南部防衛を担当する第43空軍師団は、九州を皮切りに中国、四国地方の国家地方警察との間で空襲警報網設置について暫定取決めを結んでいった<sup>45)</sup>。

米軍の日本防衛計画の中には、民間も対象とした核防衛も含まれていた。アメリカ本国では、1949年4月のソ連の原爆実験成功により民間防衛計画が開始されていた。1950年12月1日に民間防衛法が成立し、翌年1月12日に連邦民間防衛局（FCDA = Federal Civil Defense Administration）が発足する。民間防衛法は「議会の政策および目的は、合衆国の生命・財産を攻撃から防衛するための民間防衛計画を提供することである」とし、連邦民間防衛局は「敵の攻撃」を想定して、それに対する被害を最小限にし、さらに復旧対策を行なう機関として発足した<sup>46)</sup>。1952年に入ると米極東軍総司令部は、それまで将校を対象に行われていた核兵器や細菌兵器に対する防衛手段の講習会に米軍属とその家族も参加するように命じる<sup>47)</sup>。日本赤十字社は、1952年4月から全国各地での実施する原子力攻撃などに対する民間予防講習会に先立ち、同年1月から大阪、中国・四国地区などで指導者講習会を開始している。ここでは、日赤奉仕団、日赤救護関係者を対象にして原子力攻撃と細菌戦術化学兵器攻撃に対する基本的予防のための訓練が行われた<sup>48)</sup>。

このような中で、日本政府は防空法制定など防空体制確立に向けた動きを強めていく。サンフランシスコ講和条約発効後の1952年6月25日、衆議院外務委員会で左派社会党の戸叶里子の質問の答え、外務政務次官の石原幹市郎は「ただいま法律で灯火管制を行っているわけでもないのでありますから、法的にどうこうということは申し上げられませんが、これは本人の良識といえますか、集団生活、社会生活をやっている者の当然の良識上の行為ではないかと思うのでありまして、今後の推移によりまして、日本としていろいろの措置を考えなければならぬ」と述べている<sup>49)</sup>。

超法規的に灯火管制を実施できた占領が終結すると、平和主義を掲げた日本国憲法が最高法規となり、住民を巻き込んだ防空体制を確立していくためには

何らかの法的な根拠が必要となる。吉田茂首相とリッジウェイ連合軍最高司令官との会談を受け、1951年9月に日本政府は、岡崎勝男官房長官と大橋武夫法務総裁を中心に講和発効後を見据えた防空計画の研究に着手する。この計画では、第1段階として航空基地周辺の灯火管制、重要産業施設・交通機関の防衛に重点が置かれ、第2段階として緊急時のための食糧や衣料品の備蓄が検討された。また「テストケース」とされた9月26日の立川市周辺の防空演習（前章<sup>40</sup>参照）で民間人に灯火管制を強制できなかったため、防空法の立案も検討された。この計画は、年末にはGHQとの会議を経て大綱としてまとめられ、①地方防衛局（仮称）を設置して米軍基地で実施される防空演習に必要な防衛協力を取り扱う、②地方防衛局は日本側の灯火管制、工場・事業場のサイレンなど音響管制の実施に必要な措置を講じる、③防衛協力の実施責任者は基地所在の都道府県知事及び市町村長とすることなどが打ち出された。翌年に入ると国家地方警察、警察予備隊の装備局と保安局を中心に、防空法の制定を目指して全国的な防空措置の研究に着手する<sup>50</sup>。

## 2節 全国防空演習に向けた動き

日米安保体制下での防空体制確立に向けて、1952年7月21日から3日間にわたる日本全土での防空演習が打ち出される。同年6月18日、日本防衛空軍は7月に防空演習を実施し、日本人もこれに参加すると発表した。スパイヴィー司令官は「防衛施設五マイルの距離内の県、市当局は守勢防衛に協力して夜間空襲の場合には灯火管制を実施されるようお願いする」、「日本防衛空軍の各基地では完全なる防衛計画が立てられ守勢防衛、すなわち灯火管制、各施設の安全補強、家族の保護に対する緊急措置も戦闘機と高射砲隊の活発なる活動とともに達成せられることになる。北部、南部、中央部の各防衛地区の空軍司令官は日本の当局者の協力を得て敵空襲切迫のさいは時を移さず灯火管制の警報を発するよう努める。日本当局は職域内の灯火管制を自己の工夫で有効に実施するよう要望する」と語った<sup>51</sup>。演習では、海軍戦闘機と陸軍輸送機が「仮

想敵機」となってレーダー網を突破して3防衛地区を襲撃するとセンターから高速度の通信網を通じて各基地に警報が発せられ、待機中の戦闘機隊（F94 スターファイヤー、F84 サンダージェット、F51 ムスタングなど）に出撃命令が伝えられる。同時に基地は直ちに管制に入り、陸、海軍部隊へ警報が伝わり、日本側の管制係員にも警報がリレーされて基地周辺で灯火管制が実施されるとされた<sup>52</sup>。

日米合同委員会での米側との協議を経て、日本政府は7月8日の閣議でこの防空演習に協力することを決定する。外務省は実施要綱を発表し、自治庁を通して関係都道府県と市町村に通知した。全国22ヵ所の基地周辺5マイルの住民に午後9時ごろから30分間（最長40分間）の「灯火管制（又は警戒管制）に協力する」よう求め、警戒警報、空襲警報とこの解除の「連絡方法」は、「現地部隊から現地国家地方警察本部に電話で行われる」とした。この22ヵ所は、【北部】稚内、留萌、奥尻、松前、襟裳岬、根室、網走（以上、北海道）、尻屋先、三沢（以上、青森）、畠（秋田）、【中部】立川、昭和、府中（以上、東京）、【南部】岩国（山口）、芦屋、板付、築城、小倉、博多（以上、福岡）、佐世保（長崎）、熊本、別府（大分）とされた<sup>53</sup>。

山口県では、1952年7月16日、県（渉外課長、地方課次長）と岩国市助役、関係村長が協議を行い、21日に実施される防空演習に自主的に協力することを決定した。灯火管制の実施範囲は岩国航空基地から5マイル以内とし、「警戒警報」「空襲警報」「空襲警報解除」のそれぞれについて実施内容が取り決められた<sup>54</sup>。19日には岩国市が市報号外を出し、協力地区は岩国市、和木村、藤河村、御庄村、師木野村であること、警報サイレンによる伝達方法や消灯、灯火制限の範囲を住民に周知した<sup>55</sup>。21日の夜には空襲警報発令と同時に久能寅夫岩国市長以下、助役、消防長らが数班に分かれて市内を視察した。翌22日に久能市長は記者会見で「今度の演習はあくまでも市民の自発的協力に待つものだけにその成果に大きな関心が寄せられていたが、予想外のよい結果を納め、とくに川下、室ノ木両地区は九〇%という成績であった。市民の真の協力に感謝



したい」としながら、「しかしながら一、二の地区は非協力という態度すら見え、まことに遺憾であった。深い認識の上に立っての今後の協力が望ましい」と更なる協力を求めている<sup>56)</sup>。

### 3 節 憲法と衝突する防空演習

しかし、このような「成果」が得られたのはごく一部の地域に限られ、都市部を中心に多くの地域では防空演習は住民の積極的あるいは消極的な抵抗に直面した。7月21日に実施された九州の灯火管制の様子を、1952年7月22日付『毎日新聞』夕刊（大阪本社）は、「警報はRKB〔ラジオ九州〕やNHKのラジオや警鐘によって市民に伝えられたが、市民の関心は薄く、博多ではネオンを早くから消しているものや警報が解除されてからやっと消すものなどあった」、「九大第一分校学生約四十名は防空演習に反対して同校校舎に古木材を積み上げて点火しファイヤー・ストームを行い、また門司市では貴船神社の夏祭りの花火が夜空を飾っていた」と伝えている<sup>57)</sup>。また、同付『朝日新聞』夕刊（大阪本社）も、福岡県では杉本勝次知事をはじめ副知事、県消防課長らが新聞記者を同行して空から灯火管制の実施状況を視察したが、「警報が伝達された九時十五分を過ぎても中心街はネオンの輝きが消えず、五千フィートの上空から見た感じではどれだけ灯が消えたのか分から」ない状況だったと報じている。

全国防空演習を阻んだのは、悲惨な戦争体験に根ざした反戦平和意識だった。1952年7月8日付『中部日本新聞』朝刊の「私の言分」欄に、「戦争はもうたくさん」と題する投稿が掲載された。ここで投稿者の女性は、「〔防空演習実施の新聞記事を見て〕また黒い布のいる時代が来たのかと、さながら自分達の運命に黒い暗幕がおおいかぶさってきたかのような、不安を感じた」とし、「私は一主婦としてあのいまわしい戦争の犠牲となることを思うと、心底から『戦争はごめんだ』と叫びたくなるのです」と訴えている。

1950年代に入ると日本各地で反戦平和運動が開始される。このたたかいは地域ぐるみ闘争を方針とした総評（日本労働組合総評議会）と結び付きなが

ら全国化し、また社会党が国会で取り上げることで政治的焦点となっていく。朝鮮戦争下で取り込まれたストックホルム・アピール署名運動や丸木位里と赤松俊子（丸木俊）の筆による「原爆の図」全国巡回展は、1954年3月にビキニ環礁で行われたアメリカの水爆実験で第五福竜丸が被爆する事件を契機とした原水爆禁止運動へと受け継がれ、翌年8月に第1回原水爆禁止世界大会が開催される<sup>58)</sup>。また、1948年の千葉県九十九里浜の豊海演習場（1952年に片貝高射砲射撃演習場に名称変更）にはじまり、1952年秋からの石川県内灘演習場の接收反対運動、1953年4月からは長野県と群馬県の妙義・浅間一帯の接收反対運動など各地での反基地運動も取り込まれ、1954年に米側が航空機のジェット化や大型化に対応するために木更津、新潟、小牧（愛知）、伊丹、横田、立川などの航空基地の拡張を求めると各地で激しい反対運動が展開された。このたたかいは、1955年に全国軍事基地反対連絡会議の結成へと結実していく<sup>59)</sup>。

このような戦後の反戦平和運動は、日本国憲法に立脚して進められた。「制定当初新憲法になんともなく違和感を覚え」た家永三郎は、「〔アメリカが〕再び国民から基本的人権を剥奪し、再軍備をおしつけてくる段階に至って、ようやく憲法の平和主義と民主主義の画期的な意味が改めて深く理解されるようになり、講和条約成立以後も、保守党政権がアメリカと軍事同盟を結び、安保体制の下に占領後半期の占領軍の反共軍事政策を忠実に受け継ぐ方向を推し進めていく中で、日本国憲法の真価が切実に理解されるようになったということは、私以外にも、かなり多数の人々の共同の体験であったように思われる」と当時を振り返っている<sup>60)</sup>。1946年11月3日に憲法が公布されると、同年12月1日に帝国議会内に憲法普及会が組織された。会長は芦田均、事務局長に文部官僚の永井浩が就任し、衆議院・貴族院の議員、学者やジャーナリストが理事に就き、中央組織の下に各都道府県に支部が作られた。この下で中央公務員の研修、小冊子『新しい憲法 明るい生活』の二千万部配布、ドキュメント映画「新憲法の成立」や「われらの日本」（作詞・土岐善麿 作

曲・信時茂)、「憲法音頭」(作詞・サトウ・ハチロー 作曲・山中晋平)の制作・普及などが進められた。1947年5月3日の憲法施行には、皇居前広場での記念式典をはじめ各地で記念講演会や弁論大会などか催された<sup>61)</sup>。新憲法の公布から施行には、日本政府はお祭り騒ぎを演出した。しかし、日本政府やアメリカ占領軍は民主化から反共へと大きく舵を切り、占領下での反共政策は日米安保体制へと引き継がれていく中ではじめて、少なくない人々は憲法の価値を「切実に理解」し、これに立脚して日米安保体制と激しく対峙していく。

平和憲法下で実施される防空演習への住民の動員は、国会で政治争点となった。全国防空演習最中の7月23日の参議院本会議で、社会党の高田なほ子は、「〔防空演習〕日本の憲法の精神と非常なる矛盾を生む」、「独立国家としての日本の憲法はあらゆる意味においてこの精神が優先するのは申上げるまでもないと思う」とその法的根拠を問い質し、政府を追及した。これに対して吉田茂首相は、「防空法の制定というような法的措置を講ずるかどうかは、それまでの必要は未だ差迫っておると考えませんので、未だ考えておりません」と防空法制定断念を表明した。また岡崎勝男外相は「現在の防空演習は別段の法的根拠はないのであります。従いまして自発的に行なっているのであります。従って、先ほどお話のように、九州地方で成績がよくなかったということもあり得ると思いますが、これは自発的に行なっている関係上致し方ないことであります」とあくまで防空演習の参加に法的拘束力のないことを認めざるを得なかった<sup>62)</sup>。

各地でも、反基地運動と結んだ地方自治体や議会、女性団体、労働運動などからの反対の声があがった。ここでは関西の動きについて見ていきたい。大阪と神戸、奈良は先に見た外務省の実施要項で灯火管制の協力が求められた22ヵ所にリストされていなかったが、現地駐留軍が自治体に対して灯火管制の実施を要請した。当時、関西では伊丹航空基地の拡張反対運動や朝鮮戦線で戦う「国連軍」兵士の帰休施設である奈良R・Rセンター(Rest and Recuperation Center)撤去運動が、自治体を巻き

込んで展開されていた。

7月9日、キャンプ奈良司令官のロング大佐とMP隊長バイヤー少佐は、高椋正次奈良市長と同市渉外係長に対して22日に実施される防空演習への協力を求めた。夜と昼2回に予定された演習のうち、奈良市へは夜の演習への協力が要請され、午後9時半頃に米軍から奈良市警に演習開始が伝達されると、市消防本部のサイレンを鳴らし、市民は演習への協力態勢に入ることが求められた<sup>63)</sup>。奈良市では12日に市会全員協議会を開き、ここで市長が「私としてはこの協力可否については、外務省など日本側から何ら通達を受けていないので、現状として協力することは考えていない」と表明、議会側もこれを了承した。中野正夫市議会議長は「上級機関から指示もないことだし、独立後の現在においては、市長の態度は適切だと思うし、議会側としても同じ考えである」と述べている<sup>64)</sup>。

続いて7月16日には神戸ベースのピーターズ中佐から大阪府外事課長、兵庫県渉外課長に対して「二十二日近畿地方の演習に日本側も出来るだけ協力してほしい」と大阪府下3ヵ所の軍事施設の半径5マイル以内の地域で警報の伝達、灯火管制など防空活動への協力が要請された。大阪府は翌日に副知事、大阪市民生局長、国警本部警備部長ら関係者が協議し、防空演習に協力できない旨を確認した。「県では進んで協力するばかりではなく、公共団体、一般県民にも呼びかけて水ももらさぬ防空態勢を布くつもりだ」と当初は前向きな姿勢を示した兵庫県も、同日に一転して協力できないことを表明した<sup>65)</sup>。日本政府(外務省)も、地方自治体からの問い合わせに対して、「列举された施設にのみ限定する」とあくまで防空演習に協力する地域は日米合同委員会で合意した22ヵ所に限るとした<sup>66)</sup>。ロバート・マーフィ米大使は、「防空演習についての交渉は当然両国の代表する中央の日米合同委員会で行われるべきで、直接府県当局に申入れをした現地軍はちゃんとした手続きをふむことを知らなかったと思われる」と両府県に理解を示す一方、「日本側に防空演習反対の声があるのは解せない。こういった演習は米国でも欧州でもやっていることで、別段

それによって戦争の切迫感を起こさせることもない。日本人がああ悲惨な大戦のあと、この種の行為を頭から毛ぎらいする気持ちは分かるが、結局は日本の安全のためではないだろうか。タマゴをこわさずにはオムレツは作れない」と日本の反戦意識を批判することを忘れなかった<sup>67)</sup>。

関西では女性団体や労働組合も防空演習反対の声を上げた。関西主婦連合会では6月22日に300名が参加して代表者総会を開き、「私達は戦争はいやです。今日の日本には戦争をしなければならない原因も必要もないと信じます。ゆえに戦争の前提である防空演習には反対です」と声明文を発表した<sup>68)</sup>。1945年10月9日に大阪府中河内郡盾津町鴻池で結成された「鴻池主婦の会」にはじまる関西主婦連合会は、「名家の奥様」が会長に収まる戦前・戦中の婦人会とは一線を画し、米よこせデモなどを通して生活に苦しむ女性を組織した。1949年12月1日に関西主婦連合会として組織されると、朝鮮戦争が勃発した翌年から「原爆の凶」展、戦争おもちゃ追放運動、日教組（日本教職員組合）と共闘した子どもを守る会運動（米軍の駐留に伴う風紀の悪化から子どもたちを守る運動）など反戦平和運動に積極的に取り組んでいた<sup>69)</sup>。労働運動でも、7月18日に日本私鉄労働組合総連合会関西地方連合会が防空演習に協力しないことを決定し、総評への働きかけを開始している<sup>70)</sup>。

全国防空演習以降、地域住民を巻き込んだ防空演習は、日本「本土」ではいったん断念された。防空演習の実施に際しては「米軍の中央当局」から外務省に対して事前の通報がなされ、外務省から「関係機関」に伝えられてきたが、米軍側から今後は「米軍演習は、警報のサイレンを鳴らすこと以外に、一般住民に影響がないので、今後中央機関を通ずる通報を取止め、関係地方部隊から日本の地方関係機関に通報することとするよう」提案され、1952年9月4日の日米合同委員会で承認された<sup>71)</sup>。1952年10月25日付で外務省国際協力局長から千葉県知事などに発出された白井航空基地での防空演習（11月3日から16日まで）の予報が最後になった<sup>72)</sup>。

## 4章 まとめ

1945年8月14日にポツダム宣言受諾を決定し、9月2日に降伏文書に調印した日本は、連合国軍の占領下での改革を通して新たな道を歩みはじめる。この到達点が「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」に特徴付けられる日本国憲法の施行であった。しかし、東西冷戦が東アジアに波及し、朝鮮半島での熱戦に転化する過程で占領政策は大きく転換し、「民主化」や「非軍事化」に逆行する政治・経済・社会での動きが進められていく。朝鮮戦争が勃発すると、日本全土が出撃・後方支援基地となり、警察予備隊の創設—再軍備も開始される。本稿がテーマとする灯火管制も、朝鮮戦争勃発直後から再び基地周辺地域で実施されるようになる。

本稿では第一に、朝鮮戦争の出撃拠点となった在日航空基地で防空対策が進められる中で、開戦直後に実施された西日本での灯火管制を契機として中国と九州地方で防空体制が作られていく過程を見てきた。1946年に廃止された防空法に代わる政府による新たな法律の制定は断念されるが、各自治体レベルで防空対策の策定が進められていく。以降、航空基地で実施される防空演習に伴い、周辺地域での灯火管制が実施されるようになる。

第二に、サンフランシスコ講和条約発効後の1952年7月21日～23日に実施された全国防空演習を巡る日米政府と反戦平和運動との攻防を通して、日本国憲法下で実施される防空演習への周辺住民や自治体の動員の矛盾について明らかにしてきた。住民や自治体の積極的あるいは消極的な抵抗に直面した全国防空演習以降、住民や自治体への動員した防空演習は断念へと追い込まれる。この攻防から、戦後の反戦平和運動が、占領下で制定された憲法を自らのものとする取り組みであったことが見て取れる。

戦後の住民や自治体を巻き込んだ防空演習は、1952年7月の全国防空演習で終わったわけではなかった。

まず、沖縄で実施された防空演習への住民の動員について目を向けよう<sup>73)</sup>。冷戦の激化から朝鮮戦争の過程で「基地の島」へと作りかえられていった



沖縄では、朝鮮戦争勃発前から防空演習への住民の協力が求められた<sup>74)</sup>。朝鮮戦争が勃発すると、くり返し実施される演習を通して全島での防空体制の確立へと動きはじめる<sup>75)</sup>。1951年に入ると、防空体制への住民の協力は琉球列島米国民政府（1950年12月に沖縄軍政府が改組）によって「防空心得（指示）」としてまとめられ、警防団の設置など8点にわたる住民が行うべき行動が示された<sup>76)</sup>。

この沖縄での防空体制確立の動きを「本土」のそれと比較すると、大きな違いが浮かび上がってくる。第一に、日本政府を利用する間接統治と違い、米軍による直接統治が行われた沖縄では、徹底した防空体制が確立されていった。例えば1951年5月16日に琉球列島米国民政府は空襲警報発令の際には車両を停止させて防空壕に避難することなどを沖縄群島政府に指示した<sup>77)</sup>が、灯火管制と共にこれは7月11日の演習を通して徹底化が図られている<sup>78)</sup>。「防空心得（指示）」発表を受けて1951年1月12日付『沖縄タイムス』は「防空態勢の確立」と題する社説を掲載し、「平和への探求心を燃やしたが、どうやらその悲願も達成されぬままに一触即発を孕む最悪の事態に直面するに至った。どう哭して号泣したくなるではないか。かくして人類は遂に亡ぶか、という疑念が湧き、頼り難い人の世の営みを思うて底知れぬ失望の感を抱かずにおれない」と防空体制を強いられる情勢への絶望感を示している<sup>79)</sup>。住民の3人に1人が犠牲になった凄惨な地上戦を体験した沖縄の不安を他所に、防空体制の徹底的な確立が進められていった。

第二に、沖縄では1950年代を通して住民は防空体制の下に組織され続けた。1952年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効して日本が主権と独立を回復すると、同条約第3条によって沖縄は引き続き米軍による統治下に置かれ続けた。1952年4月には自治組織として琉球政府が発足するが、米軍政府を引き継いだ米国民政府は圧倒的な権限を有し続けた。この下で防空演習が実施され続けていった<sup>80)</sup>。筆者が確認した限りでは、1959年まで灯火管制は実施されている<sup>81)</sup>。

一旦は基地周辺地域の灯火管制が断念された日本

「本土」に目を向けると、1953年1月に日米で領空侵犯に対する措置を定めた交換公文が取り交わされ<sup>82)</sup>、1957年には極東軍司令部と防衛庁による「覚え書き」が交わされて防空システムが航空自衛隊へ移管されていく<sup>83)</sup>など、その矛盾を沖縄に押し付けながら平和憲法下での防空体制の確立は進められてきた。1989年に米ソ首脳会談で冷戦終結が打ち出された後も、日米両政府は日米安保体制の適用範囲を全世界にまで拡大し、中国や朝鮮民主主義共和国の脅威を煽りながら、その強化を図ってきた。この延長線上に、1章で述べたように2004年に成立した国民保護法によって住民や自治体を動員した防空演習が再び日本全土で実施されるようになる。戦後の日本を形作った起点として朝鮮戦争は位置し続けている点を指摘し、本稿を閉じたい。

#### 【注】

- 1) 水島朝穂「防空法と防空訓練」、『三省堂ぶっくれっと』、No.117、1995年11月、水島朝穂ホームページ「防空法制研究」<http://www.asaho.com/jpn/sansei/index.html> で閲覧。以下、同ホームページアドレスは略。
- 2) 水島朝穂「地上の暗黒—灯火管制と法」、『三省堂ぶっくれっと』、No.121、1996年11月、水島朝穂ホームページ「防空法制研究」で閲覧。
- 3) 水島朝穂「守るべきものは何か—防空法制の終焉」、『三省堂ぶっくれっと』、No.123、1997年4月、水島朝穂ホームページ「防空法制研究」で閲覧。
- 4) 1945年8月15日に電車の中から大阪の街の灯りを目にした手塚は、「その灯を見ていたら、はじめて平和になったのだという気分がこみ上げてきて、満足このうえなく、踊り狂わんばかりに陽気になった」と当時を回想している（手塚治虫『手塚治虫漫画全集 383 別巻1 手塚治虫エッセイ集①』、講談社、1998年、45頁）。この場面は手塚の自伝的漫画である「紙の砦」（手塚治虫『手塚治虫漫画全集 274 紙の砦』、講談社、1983年、89～90頁）にも背景を変えながら描かれている。
- 5) 「朝鮮の動乱とわれわれの立場」、昭和25年8月19日付、外務省情報部、「第3次吉田内閣次官会議資料綴・昭和25年8月（昭和25年8月1日～8月29日）」、国立公文書館所蔵：平14内閣00119100、JACAR（アジア太平洋資料センター）：Ref.A17111945900。以下、引用は読みやすくするために一部を常用漢字や現代仮名遣いなどに改めるなどした。また引用内の〔 〕は筆者による。
- 6) ロバート・マーフィ著／古垣鐵郎訳『軍人のなかの外交官』、鹿島研究所出版会、1964年、442～443頁。
- 7) 例えば、「証言・朝鮮戦争に“参戦”した日本人」（『潮』、1976年7月号）は、朝鮮の戦場へ派遣された日本人基地労

- 働者や船員、朝鮮周辺海域で掃海作戦に従事した海上保安庁職員証言を掲載した。また海上保安庁初代長官の大久保武雄は、『海鳴りの日々』(海洋問題研究会、1978年)で海上保安庁による朝鮮周辺海域での掃海作戦の顛末について明らかにした。
- 8) 例えば、山崎静雄『史実で語る朝鮮戦争協力の全容』(本の泉社、1998年)、大沼久夫「朝鮮戦争への日本の協力」(大沼久夫編『朝鮮戦争と日本』、新幹社、2006年)など。
  - 9) *The Asia-Pacific Journal*, July 29, 2012 Volume 10, Issue 31, Number 1 Article ID 3803, <https://apjif.org/2012/10/31/Tessa-Morris-Suzuki/3803/article.html> で閲覧。
  - 10) NHK BS1 スペシャル、2019年。
  - 11) NHK 出版、2020年。
  - 12) 有隣堂、1977年、60～61頁。
  - 13) 「昭和25年11月起 LT636号関係綴」、神奈川県公文書館所蔵：H8-421-01。「昭和23～30年度駐留軍関係船員事故苦情関係綴」、同：30-99-1-125。
  - 14) 「朝鮮戦争と日本の関わり—忘れ去られた海上輸送—」、『戦史研究年報』、第11号、2008年3月。
  - 15) 外務省外交史料館所蔵：A'.7.1.0.5-5。
  - 16) 山崎前掲書、163～172、183～184、328～331頁。
  - 17) 2019年2月2日付『朝日新聞』朝刊(東京本社)「サザエさんをさがして 朝鮮戦争不明機に警報緊迫の福岡」、藤えりか記者の署名記事。
  - 18) 山崎前掲書、「まえがき」。
  - 19) 内閣官房国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp> で閲覧。
  - 20) 平和憲法下での朝鮮戦争への日本人の参戦とその犠牲について、例えば日本政府は次のように正当化した。海上保安庁の掃海部隊派兵については「あれは戦闘に従事したのではなく、掃海に従事したものであります」(1954年3月24日の衆議院外務委員会での岡崎勝男外相)、日本船舶や日本人船員の動員については「日本船の使用は商業的な取引で、会社とGHQとの関係でやっているものでありまして、政府は全然関与しておらぬ」(1950年7月31日の衆議院運輸委員会での関谷運輸事務次官)とした(藤原前掲書など)。また、SCAJAP(GHQ日本商船管理局)から日本船が軍事輸送に従事するよう指示されたことを受け、「中立違反として日本政府の責任が生ずるのではないか」とする運輸省が1950年6月30日に関係省庁との間で実施した会談内容を記した外務省メモでは、最終的に船主と米国側が輸送契約を結ぶという形で「処理されることに米側と一様の了解ができた」と記されている。(「日本船による朝鮮向軍需品輸送について」、1950年7月1日付、「事変の本邦に及ぼした影響」、「朝鮮動乱関係一件 第2巻」、外務省外交史料館所蔵：A'.7.1.0.5、JACAR：Ref.B18100153200)。
  - 21) 和田春樹『朝鮮戦全史』(岩波書店、2002年)、青木深「研究ノート日本『本土』における米軍基地の分布と変遷」(『同時代研究』、第4号、2011年12月1日)、“(00032-001) FEAF Command Reference Book, Nov 1950.” (“RG554 *Military History Section, Command and Staff Section Reports, 1947-52*”、沖縄県公文書館所蔵：0000105453、沖縄県公文書館ホームページ <https://www.archives.pref.okinawa.jp> で閲覧、以下、同ホームページアドレスは略) など。
  - 22) 1951年5月14日付『東京新聞』。
  - 23) 1951年9月26日付『朝日新聞』(大阪本社)。
  - 24) “(00032-002) FEAF Command Reference Book, Dec 1950.”、“RG554 *Military History Section, Command and Staff Section Reports, 1947-52*”、沖縄県公文書館所蔵：0000105453、沖縄県公文書館ホームページで閲覧。
  - 25) 1951年12月5日付『毎日新聞』朝刊(東京本社)、同付『中部日本新聞』朝刊、同付『読売新聞』(読売新聞社・東京)など。
  - 26) 「執務報告第十六号(昭和二十六年三月)」、1951年4月付、関東連絡調整事務局、「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件/軍政関係/連絡調整地方事務局執務報告書綴第10巻(関東2)」、外務省外交史料館所蔵：A'.1.0.0.2-1-1、JACAR：Ref.B18090051500。
  - 27) この「国籍不明機の接近」については、1953年6月9日付『朝日新聞』朝刊(西部本社)の記者座談会で「あとでデマだと米軍発表があつたとしている。
  - 28) 1950年6月30日付『日本経済新聞』(東京)。
  - 29) 1950年6月30日付『読売新聞』(読売新聞社・東京)。
  - 30) 1950年12月7日、第9回国会衆議院法務委員会第8号、国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/#/> で閲覧。以下、同システムのホームページアドレスは略。
  - 31) 1950年7月2、4、5日付『毎日新聞』朝刊(大阪本社)、1950年7月4日付『朝日新聞』(大阪本社)、同付『周防新聞』など。
  - 32) 「朝鮮事変に伴う中国地方に於ける動向及び諸対策に関する件」、1950年8月5日付、中国連絡調整事務局長から外務大臣宛、前掲「事変の本邦に及ぼした影響」。
  - 33) 山口県と岡山県以外の対策資料は以下のとおり。1950年6月30日付島根県警察隊長「警報発令時に於ける処置について」では、本部は「最寄軍当局より下令があれば直ちに予め打合た方法で直接管理者に(MP [Municipal Police—自治体警察]、NRP [National Rural Police—国家地方警察]、警察署—中配 [中国配電]) 伝達し之が実行を促すこと」、「CIC [Counter Intelligence Corps—米陸軍防諜隊] その他管内進駐軍部隊に連絡員を派遣す」とし、警察署は「県警察隊又は直接進駐軍より命令を受けた場合は、灯火管制関係何に迅速確実に伝達を行ふこと」、「灯火管制管内の盗難その他各種犯罪の予防検挙に最善の努力をすること」、自治体警察、国家地方警察の派出所駐在所も「灯火管制下地域内ものは受持内の犯罪予防検挙等については発令期間中自動的に特別勤務態勢に入ること」、「管内の灯火管制の徹底状況を監視し甚しき犯則者は即報して指揮を受けること」と定めた。「空襲に因る被害を最小限及に軽減をもって安寧秩序を保持することを目的と」(第二条)とした1950年7月付「呉市空襲災害対策規程」は、「市長は」 「進駐軍の命令並に進駐軍の発表」 「に接したときは直に呉市消防本部をして」 「警戒警報」 「警

戒警報解除」「空襲警報」「空襲警報解除」の「区分により警報を発せしめるものとする」(第三条・第四条)とし、また屋内、屋外、自動車、自転車の灯火管制についても規定された(第九条)。この文書には「呉市警報伝達」(図)が添付され、進駐軍から市消防組織を通して「一般市民」に伝えるルートが細かく記されている。また「山口市警報灯火管制前提的实施要項(七月二十二日決定)」でも、「警報並管制の種類」、「サイレンの吹鳴方法」、「灯火管制の方法」が細かく定められている。以上、同上「事変の本邦に及ぼした影響」。

- 34) 同上「事変の本邦に及ぼした影響」。
- 35) “SUMMARY OF PREFECTURAL AIR DEFENCE COUNTER-MEASURES UPTO THE PRESENT”(「現在に至る県の防空対抗措置概要」)、“LIST OF THOSE PRESENT AT AIR DEFENCE COUNTER-MEASURES DELIBERATION CONFERENCE”(「防空対策審査会議出席者リスト」)、以上、同上「事変の本邦に及ぼした影響」。
- 36) “METHODS OF THE ALARMS TRANSMISSION AND CONTROL”(「警報伝達と灯火管制の方法」)、“LINEAGE OF THE FIRST ALARMS TRANSMISSION”(「第一警報伝送の系統」)、“LINEAGE OF THE SECOND ALARMS TRANSMISSION”(「第二警報伝送の系統」)、“SUMMARY OF OKAYAMA-KEN AIR DEFENCE COUNTER-MEASURES”(「岡山県防空対策の概要」)、以上、同上「事変の本邦に及ぼした影響」。
- 37) 「朝鮮事件に関連し九州各懸外務課長会議開催の件」、昭和25年7月17日付、九州連絡調整事務局局長から外務大臣宛、同上「事変の本邦に及ぼした影響」。
- 38) 福岡県警察史編さん委員会『福岡県警察史昭和前編』、1980年、846～848頁。1950年7月2日付『西日本新聞』。
- 39) 1952年4月10日・11日付『毎日新聞』朝刊(西部本社)。この演習では「占領軍の行う防空に即応し、日本側が自主的に考慮すべき防空対策の一部として行う小範囲の初歩的な訓練が目的」とされ、灯火管制の実施時間は午後6時から同10時までで実施区域は板付航空基地の周辺とした。区域内ではラジオやサイレン、警鐘により警戒警報が発令されると、屋街灯の消灯、屋内灯の遮蔽が求められた。
- 40) 1951年9月21日に実施された第二十四回渉外連絡会議議事録で、木村外務省連絡局長より「九月二十六日午後八時より三十分間立川を中心とする五哩〔マイル—1マイルは約1.6キロメートル〕□〔一時不明〕方の区域(二十六、七カ町村が含まれる)において灯火管制のテスト(街灯のみを消し、交通機関はそのまま)が行われる。総司令部においては防空につき非常な関心をもって種々手を打っている模様であるが、この種の措置は一般民衆に不要の危惧の念を抱かせないよう、パブリシティーその他について充分慎重に行われることが要望される」と報告されている(「第二十四回渉外連絡会議議事要旨」、1951年9月21日付、外務省連絡局、外務省連絡局「渉外連絡会議関係一件」、外務省外交史料館所蔵：A'1.0.0.4、JACAR：Ref.B18090100800)。また、東京都の文書では、「立川空軍基地及び都内の各軍事基地においては、しばしば防空演習が行われ、その都度周辺の住民に対し注意を喚起するとともに協力方を要請されてきたが、時間的制約ならびに

周知事項の不徹底にわざわざいさされ十分な協力ができずじまった感があるので、この際都民の要望を具申するとともにこれが対策を協議するため」、52年2月15日に打合会を開催するとし、立川航空基地の将校、東京都副知事、同渉外課長、立川市市長、同総務部長ら22名の参加が記されている(「米軍の防空演習に関する打合会開催について」、1952年2月8日起案・同19日決済、「昭和26年度会議・経費1-3」、東京都公文書館所蔵：キ103.06.10)。東京都と立川航空基地との「打合会」は、日本防衛空軍の編成(次章参照)を受けて同年3月13日にも予定され、日本防衛空軍部隊側として12名、東京都側は都知事、副知事以下8名の計20名が参加するとしている(「日本防衛空軍設置に伴う打合会開催について」、1952年3月6日起案、前掲「昭和26年度会議・経費1-3」)。

- 41) 1952年7月23日、第13回国会参議院本会議第68号、国会会議録検索システムで閲覧。この質問は次章で述べる1952年7月の全国防空演習に対して行われた。
- 42) 「在日駐留軍の軍事演習関係雑件 実施予報関係」第1～3巻、外務省外交史料館所蔵：C'2.1.0.2-1。
- 43) 1952年3月1日付『朝日新聞』夕刊(東京本社)。1952年3月2日付『琉球新報』。
- 44) 1952年3月26日付『毎日新聞』朝刊(大阪本社)。
- 45) 1952年6月12日付『周防新聞』。
- 46) 高橋博子『封印されたヒロシマ・ナガサキ 米核実験と民間防衛計画』、凱風社、2008年、123～124頁。
- 47) 1952年2月5日付『沖縄タイムス』。
- 48) 1952年2月7日付『中国新聞』。同付『山陽新聞』夕刊。
- 49) 1952年6月25日、第13回国会衆議院外務委員会第37号、国会会議録検索システムで閲覧。
- 50) 1951年9月29日付『読売新聞』(読売新聞社・東京)。1952年1月6日付『朝日新聞』朝刊(東京本社)。1952年7月8日付『東京新聞』。
- 51) 1952年6月18日付『中部日本新聞』夕刊。1952年6月19日付『朝日新聞』朝刊(大阪本社)。
- 52) 1952年6月26日付『朝日新聞』朝刊(大阪本社)。
- 53) 「在日合衆国軍施設において行われる防空演習に関する件」、1952年7月8日付、外務省外務事務次官から国家地方警察本部長官と地方自治庁長官宛、前掲「在日駐留軍の軍事演習関係雑件実施予報関係」第2巻。1952年7月9日付『朝日新聞』朝刊(大阪本社)。1952年7月9日付『中部日本新聞』朝刊。
- 54) 1952年7月18日付『中国新聞』(山口版)。
- 55) 1952年7月21日付『周防新聞』。
- 56) 1952年7月23日付『中国新聞』(山口版)。
- 57) 「1952年7月21日付『毎日新聞』夕刊(西部本社)は、「…米軍防空演習実施に、かねてから反対していた九大第一分校学生は『灯をともしよう』などのピラを街にはり出していたが、灯火管制のはじまる今夜九時ごろから校庭でかがり火をたきファイヤー・ストームを行って反対を表明、残留寮学生約三十名と市内在住学生がこれに参加するもよう」と九州大学第一分校の学生の動きを伝えている。



- 58) 岡村幸宣『《原爆の図》全国巡回一占領下、100万人が見た!』(新宿書房、2015年)、丸浜江里子『原水爆禁止運動の誕生 東京・杉並の住民パワーと水爆』(凱風社、2011年)など参照。
- 59) 吉次公介『日米安保体制史』(岩波新書、2018年)、青島章介・信太忠二『基地闘争史』(社会新報、1968年)など参照。
- 60) 家永三郎『一歴史学者の歩み』、岩波現代文庫、2003年、165頁。
- 61) 小関彰一『新憲法の誕生』、中央公論社、1989年、257～271頁。
- 62) 1952年7月23日、第13回国会参議院本会議第68号、国会会議録検索システムで閲覧。
- 63) 1952年7月10日付『大和タイムス』。
- 64) 1952年7月13日付『大和タイムス』。
- 65) 1952年7月17日付『朝日新聞』朝刊(大阪本社)。同付『朝日新聞』夕刊(大阪本社)。同付『毎日新聞』朝刊(大阪本社)。
- 66) 「防空演習に関する協力について」、1952年7月23日付、外務省国際協力局第三課長から鳥取県総務部長宛、前掲「在日駐留軍の軍事演習関係雑件実施予報関係」第2巻。
- 67) 1952年7月18日付『朝日新聞』朝刊(大阪本社)。
- 68) 1952年6月24日付『朝日新聞』(大阪版1)。
- 69) 大阪社会労働運動史編集委員会『大阪社会労働運動史(第3巻)戦後篇』(財団法人大阪社会運動協会、1987年、444～445頁)、比嘉正子編『消費者運動30年関西主婦連のあゆみ』(関西主婦連合会、1976年)、比嘉正子編『消費者運動40年関西主婦連のあゆみII』(関西主婦連合会、1985年)を参照。
- 70) 1952年7月19日付『毎日新聞』夕刊(大阪本社)。
- 71) 「施設・区域内における軍による防空演習実施に関する件」、1952年9月5日付、外務省国際協力局長から国家地方警察本部警備部長と自治庁次長宛、前掲「在日駐留軍の軍事演習関係雑件 実施予報関係」第3巻。「消防例規綴」、愛知県公文書館所蔵：A 255。
- 72) 「在日合衆国軍による防空演習予報の件」、1952年10月25日付、外務省国際協力局長から千葉県知事と国警本部長官宛、前掲「在日駐留軍の軍事演習関係 雑件実施予報関係」第3巻。
- 73) 沖縄での朝鮮戦争下の灯火管制については、沖縄市広報誌『おきなわ』(No.344、2003年2月号)「風のスケッチ」が、朝鮮戦争からその休戦後も続いた沖縄での灯火管制について伝え、また沖縄大百科事典刊行事務局『沖縄大百科事典 中巻』(沖縄タイムス社、1983年)の「灯火管制 とうかかんせい」の項で嘉陽安男は「1950年(昭和25年)の朝鮮戦争の勃発によって米軍の前線基地となった沖縄では、51年1月10日、米国民政府が防空に関する指示を発令、各市町村が〈自警団〉を設置することを定め、灯火管制を含む防空演習がおこなわれた」と解説している。
- 74) “Air Defense Excise”、1949年12月10日付、琉球軍司令部第8115 サービス分遣隊司令部メモランダム、琉球政府総務局渉外広報部文書課「対米国民政府往復文書1949年受領文書」沖縄県公文書館所蔵：RDAE006015、沖縄県公文書館ホームページで閲覧。
- 75) “Island Practice Blackout Alerts”、1950年6月30日付、沖縄軍政府琉球軍司令部から沖縄群島知事宛、琉球政府総務局渉外広報部文書課「対米国民政府往復文書1950年5月～7月受領文書」、沖縄県公文書館所蔵：RDAE006025。沖縄県公文書館ホームページで閲覧。1950年7月5日付『沖縄タイムス』。1950年9月29日付『うるま新報』。同付『沖縄タイムス』。1950年10月3日付『沖縄タイムス』。
- 76) 沖縄群島政府広報室『沖縄週報』、第9・10合併号、1951年1月22日。1951年1月11日付『沖縄タイムス』。1951年1月12日付『うるま新報』。
- 77) “Practice Air Raid Dispersals”、1951年5月16日付、琉球列島米国民政府 Office Of The Okinawa Team から沖縄群島知事宛、琉球政府総務局渉外広報部文書課「対米国民政府往復文書1951年5月～8月受領文書」、沖縄県公文書館所蔵：RDAE006035、沖縄県公文書館ホームページで閲覧。
- 78) “Condition of Control of Vehicles during Blackout”、1951年7月23日付、沖縄群島政府知事室メモランダム No126、沖縄民政官宛、琉球政府総務局渉外広報部文書課「対米国民政府往復文書1951年7月～12月発送文書」、沖縄県公文書館所蔵：RDAE006041 沖縄県公文書館ホームページで閲覧。“Practice Blackout”、1951年7月20日付、琉球列島米国民政府から沖縄群島知事宛、前掲「対米国民政府往復文書1951年5月～8月受領文書」。“Report on investigation of conditions under practices blackout at21: 10,11 July 1951”、1951年7月31日付、沖縄群島政府知事室メモランダム No442、沖縄民政官宛、前掲「対米国民政府往復文書1951年7月～12月発送文書」。
- 79) この社説は、同時に「…朝鮮の事態は楽観を許さぬものがあり、極東の情勢は深刻化するであろう。この事態に関連して、発せられたのが『防空指示』と解したい。この事態に至っての、防空演習の確立であってみれば、いたずらに恐るることなく、また甘えることなく、忠実に官府の指示に従う決意を固めなければならない」と読者に防空体制への協力を訴えている。
- 80) 例えば、1953年2月19日に実施された演習については1953年2月21日付『沖縄タイムス』朝刊を参照。また朝鮮戦争休戦後の防空体制については、「琉球民間防衛一運営計画第一号」(1955年7月28日付、琉球政府内務局行政監察課「法令及び例規に関する書類1955年11月以降」、沖縄県公文書館所蔵：RDAE006899、沖縄県公文書館ホームページで閲覧)、「防空計画」(1957年5月2日付、総務課長から行政監察課長宛、上同)などを参照。
- 81) 1959年2月13日付『琉球新報』夕刊。
- 82) 1953年1月17日付『毎日新聞』夕刊(東京本社)。
- 83) 岡田志津枝「航空警戒管制組織の形成と航空自衛隊への移管—同盟における相剋—」、『防衛研究所紀要第』、15巻第1号、2012年10月。